

報道関係者各位

2017年3月31日

下水道施設に関する災害時支援協定を締結しました ～地震・津波に対する沖縄県の広域的な備え～

沖縄県は、平成29年3月29日付けで、下水道事業を実施している下水道関係全26市町村との間で、下水道施設が災害により被災した場合における相互支援協定を締結しました。

また、あわせて沖縄県と下水道関係26市町村との連名により、下水道管路施設が災害により被災した場合における復旧支援協力協定を公益社団法人日本下水道管路管理業協会との間で一括締結しました。

これらの協定の締結により、下水道施設が被災した場合における広域的な自治体間の相互支援体制が構築されるとともに、下水道管路施設が被災した場合における早期復旧に向けた迅速かつ円滑な対応が可能となるものと期待されます。



沖縄県と下水道関係26市町村は、平成28年度において下水道BCPの作成に共同で取り組んできました。取組の一環で実施した勉強会やワーキングでは、災害事前対策計画として、下水道事業者間の相互支援協定や公益社団法人日本下水道管路管理業協会との一括協定の必要性が確認されたことから、災害時において、沖縄県が支援要請の窓口となる下記2種類の支援協定を締結することとなりました。



1. 協定の種類

- 「災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定」
(概要) 県内下水道事業者間の下水道施設に関する災害時相互支援協定
- 「災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」
(概要) 県内下水道事業者と管路協との一括による下水道管路施設に関する災害時復旧支援協力協定

2. 協定対象の県内下水道事業者

沖縄県、那覇市上下水道局、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、大宜味村、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、久米島町、八重瀬町、竹富町

(以上、沖縄県・県内下水道関係全26市町村)



◇本件に関するお問い合わせ先◇

沖縄県 土木建築部 下水道課公共班

担当：喜納 電話：098-866-2248 E-mail：aa069001@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県内下水道施設の災害時支援協定締結式実施状況

協定書の交換



沖縄県
日本下水道管理業協会
沖縄県内下水道関係
26市町村



道管路管理業協会
沖縄県
沖縄県内下水道関係
26市町村

ごあいさつ



沖縄県土木建築部長
宮城 理



那覇市上下水道局長
翁長 聡 様



沖縄県内下水道関係
26市町村



(公社)日本下水道管理業協会
専務理事 酒井 憲司 様



(公財)日本下水道新技術機構
参与 塩路 勝久 様

左上写真：管路の災害時支援一括協定
右上写真：県内自治体相互支援協定
左の写真：三者による記念撮影
下の写真：関係者による記念撮影

○平成29年3月29日（水）
（沖縄県庁会議室において）

記念撮影



沖縄県内下水道施設の災害時支援協定 締結式
日本下水道管理業協会
沖縄県内下水道関係
26市町村

沖縄県における下水道BCP策定の取り組み

【背景】

- 平成29年3月末までに全ての自治体で**下水道BCPを100%策定**することが、国から要請や目標設定されている。
- ・下水道BCP策定による地震・津波対策の強化について（H26.3.31国土交通省下水道事業課通知）
- ・第3次社会資本整備重点計画（H24.8閣議決定）、新下水道ビジョン（H26.7国土交通省策定）
- 改正下水道法（H27施行）にて創設された維持修繕基準において、**災害発生時の応急措置の実施が義務付け**られた。

【取組の内容】

- ・平成26・27年度県主催の勉強会を開催して、市町村の下水道BCP策定を推進。
- ・平成28年度には、「沖縄県下水道BCP作成に関する共同研究」（沖縄県、下水道関係全26市町村及び公益財団法人日本下水道新技術機構）にて、勉強会、ワーキング及び合同図上訓練を全県で取り組んだ。



勉強会の実施状況（全3回実施）



ワーキングの実施状況（全2回実施）



合同図上訓練の実施状況（H29.1.12）



【取組の成果】

- 沖縄県内の自治体の**下水道BCPが100%達成**される見込み。
- 県と市町村との**合同図上訓練の実施**により、**作成中の下水道BCPの実行性が検証**されるとともに、**県内下水道事業者間の連携強化**が図られた。（訓練の実施は、今後も継続していく方針）
- 県内下水道事業者間の相互支援協定や管路協との一括協定の締結**により、**広域的な災害時支援体制の構築**が達成される見込み。



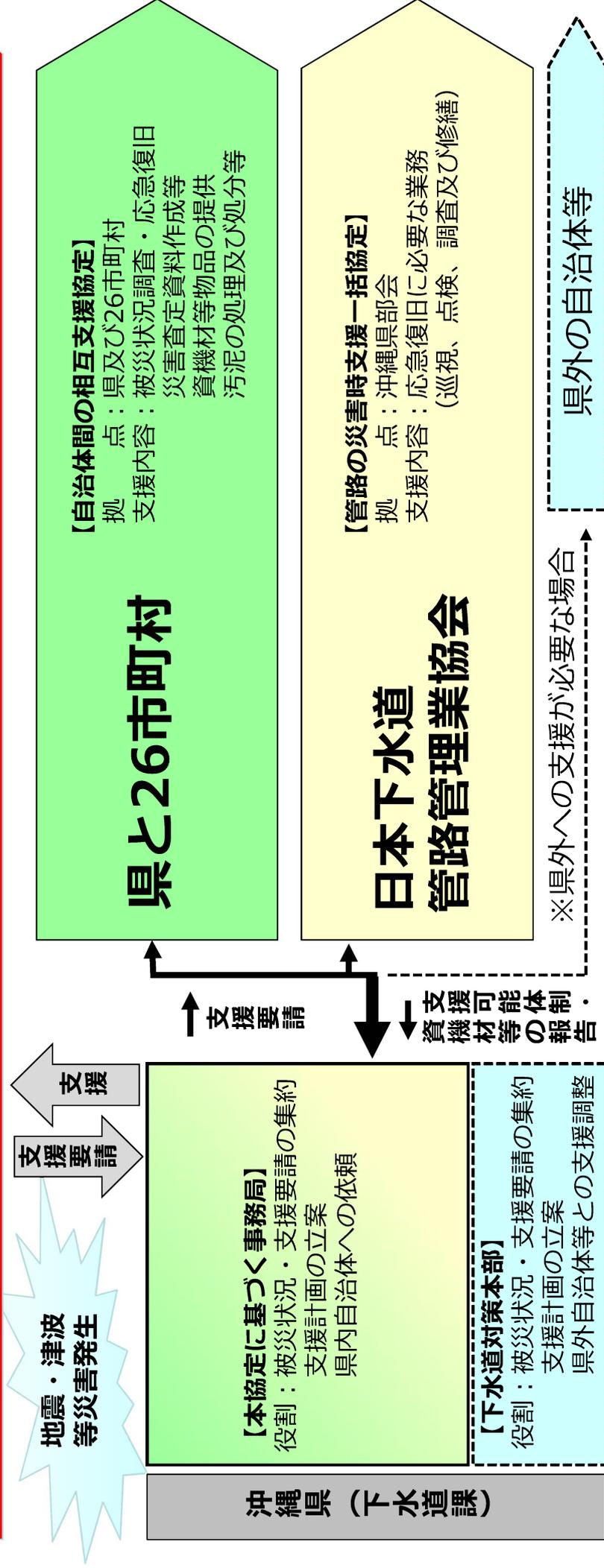
沖縄県内下水道施設の災害時支援協定の概要

沖縄県

OKINAWA PREFECTURE

- ・ 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定【自治体間の相互支援協定】
- ・ 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定【管路の災害時支援一括協定】

被災市町村（複数の場合もあり）



- 協定の効果**
- ・ 県内の下水道事業者間で**広域の支援体制が構築**されることで、下水道施設の**災害応急対策に係る体制が強化**される。
 - ・ 県とりまとめによる管路協一括協定により、管路協は県内の状況が迅速に把握できるとともに、支援体制の構築と市町村間の調整が容易となるため、被災自治体にとっては、**迅速かつ円滑な調査、応急復旧が期待**される。【管路協一括協定】
- ※また、県内の支援調整が行われることで、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部としての県外への支援要請の判断が、迅速かつ的確に実施されると期待できる。

【本協定に基づく事務局】
 役割：被災状況・支援要請の集約
 支援計画の立案
 県内自治体への依頼

【下水道対策本部】
 役割：被災状況・支援要請の集約
 支援計画の立案
 県外自治体等との支援調整

沖縄県（下水道課）

災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定

沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、大宜味村、本部町、識谷村、嘉手納町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、渡嘉敷村、盛岡味村、久米島町、八重瀬町及び竹富町（以下「下水道管理者」という。）の管理する下水道施設が災害により被災した場合における相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、沖縄県内の下水道施設を管理する市町村等で地震・津波・風水害等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合において、当該市町村等のみでは応急措置等ができないときに、相互支援が円滑に遂行されるよう基本的な事項を定め、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 対象とする施設は、下水道管理者の所管する下水道終末処理場、ポンプ場及び下水道管路施設（管きよ、マンホール、ポンプ等の付属施設）とする。

2 その他下水道類似施設等、前項により難しい場合はその都度協議するものとする。

(相互支援の内容)

第3条 下水道管理者が行う相互支援とは、次のとおりとする。

- (1) 緊急点検、緊急調査、先遣調査、緊急措置、一次調査、二次調査及び応急復旧
- (2) (1)に伴う資料及び災害査定資料作成
- (3) 資機材等物品の提供
- (4) 汚泥の処理及び処分等
- (5) その他協議により定めるもの

(支援の要請)

第4条 前条に規定する支援を要請する場合は、第8条の事務局に支援の要請を行うものとする。

(支援の実施)

第5条 支援の実施は、第8条の事務局が支援要請をとりまとめるうえ、支援可能な下水道管理者に依頼して行われるものとする。

(広域被災)

第6条 広域での被災等により、公益社団法人日本下水道協会制定の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(費用の負担)

第7条 支援に要した費用（職員等の応接に要した交通費、諸手当、食糧費、支援のため提供した資機材等物品の費用及び輸送費等）は、原則として支援を受けた下水道管理者が負担するものとする。

(事務局)

第8条 この相互支援の事務局は、沖縄県土木建築部下水道課とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに下水道管理者のいずれからも変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、下水道管理者が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときもまた同様とする。

この協定を証するため、本書27通を作成し、下水道管理者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月29日

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

翁長雄志



沖繩県那覇市おもろまち1丁目1番1号

那覇市上下水道事業管理者
水道局長 翁 長



沖繩県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市長 佐 喜 貞



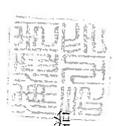
沖繩県石垣市美崎町14番地

石垣市長 中 山 義 隆



沖繩県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市長 松 本 哲 治



沖繩県名護市港一丁目1番1号

名護市長 稲 嶺 進



沖繩県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市長 上 原 昭



沖繩県沖繩市仲宗根町26番1号

沖繩市長 桑 江 朝 千 夫



沖繩県豊見城市字翁長 854 番地 1

豊見城市長 教 保 晴



沖繩県うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市長 島 袋 俊 夫



沖繩県宮古島市平良字西里 186 番地

宮古島市長 下 地 敏 彦



沖繩県南城市下城字雷里 143 番地

南城市長 古 謝 泉 春



沖繩県大宜味村字大兼久 157 番地

大宜味村長 宮 城 功 光



沖繩県本部町字末 5 番地

本部町長 高 良 文 雄



沖繩県読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村長 石 嶺 傳 寛



沖縄県嘉手納町字嘉手納 588 番地

嘉手納町長 富山



沖縄県北谷町字桑江 226 番地

北谷町長 野国昌



沖縄県北中城村字喜舎場 426 番地の 2

北中城村長 新垣邦



沖縄県中城村字当間 176 番地

中城村長 浜田京介



沖縄県西原町字与那城 140 番地の 1

西原町長 上間



沖縄県与那原町字上与那原 16 番地

与那原町長 古堅國威



沖縄県南風原町字兼城 686 番地

南風原町長 城間俊安



沖縄県渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

渡嘉敷村長 松本好勝



沖縄県座間味村字座間味 109 番地

座間味村長 宮里



沖縄県久米島町字比嘉 2870 番地

久米島町長 大田治雄



沖縄県八重瀬町字東風平 1188 番地

八重瀬町長 比屋根方



沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

竹富町長 西大外高





災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

沖縄県（以下「甲1」という。）、那覇市上下水道局（以下「甲2」という。）、宜野湾市（以下「甲3」という。）、石垣市（以下「甲4」という。）、浦添市（以下「甲5」という。）、名護市（以下「甲6」という。）、糸満市（以下「甲7」という。）、沖縄市（以下「甲8」という。）、豊見城市（以下「甲9」という。）、うるま市（以下「甲10」という。）、宮古島市（以下「甲11」という。）、南城市（以下「甲12」という。）、大宜味村（以下「甲13」という。）、本部町（以下「甲14」という。）、読谷村（以下「甲15」という。）、嘉手納町（以下「甲16」という。）、北谷町（以下「甲17」という。）、北中城村（以下「甲18」という。）、中城村（以下「甲19」という。）、西原町（以下「甲20」という。）、与那原町（以下「甲21」という。）、南風原町（以下「甲22」という。）、渡嘉敷村（以下「甲23」という。）、座間味村（以下「甲24」という。）、久米島町（以下「甲25」という。）、八重瀬町（以下「甲26」という。）及び竹富町（以下「甲27」という。）（以下、甲1から甲27を総称して、「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道の管きよ、マンホール等（以下「下水道管路施設」という。）が被災したときに乙が行う復旧支援協力に関して、以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、地震・津波・風水害等の自然災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- (2) その他、甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、第9条に規定する甲の事務局が甲1から甲27までの支援の要請をとりまとめた上で、次項に定める手続きにより、第9条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。
- 3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は、事後において書面を提出するものとする。
- 4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用)

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、被災した甲1から甲27までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(個人情報等の保護)

第4条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに第9条に規定する甲の事務局に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を、第9条に規定する甲の事務局に報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第6条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第7条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務、必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前二項を準用する。

(広域被災)

第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第9条 甲及び乙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、沖縄県土木建築部下水道課とする。
- (2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理協会九州支部沖縄県支部とする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙はいずれからも変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙が、この協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書28通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月29日

甲1 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号



沖縄県知事 翁長雄志

甲2 沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番1号



那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長

甲3 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号



宜野湾市長 佐喜眞

甲4 沖縄県石垣市美崎町14番地



石垣市長 中山義隆

甲5 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号



浦添市長 松本哲治

甲6 沖縄県名護市港一丁目1番1号



名護市長 稲嶺

甲7 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地



糸満市長 上原

甲8 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号



沖縄市長 桑江朝千未

甲9 沖縄県豊見城市字翁長854番地1



豊見城市長 宜保晴

甲10 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号



うるま市長 島袋俊

甲11 沖縄県宮古島市平良字西里186番地



宮古島市長 下地敏

甲12 沖縄県南城市玉城字富里143番地



南城市長 古謝景

甲 13 沖縄県大宜味村字大兼久 157 番地

大宜味村長

宮城功光



甲 14 沖縄県本部町字東 5 番地

本部町長

高良文雄



甲 15 沖縄県読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村長

石嶺傳實



甲 16 沖縄県嘉手納町字嘉手納 588 番地

嘉手納町長

富山宏



甲 17 沖縄県北谷町字桑江 226 番地

北谷町長

野国昌春



甲 18 沖縄県北中城村字喜舎場 426 番地の 2

北中城村長

新垣邦勇



甲 19 沖縄県中城村字当間 176 番地

中城村長

浜田京介



甲 20 沖縄県西原町字与那城 140 番地の 1

西原町長

上間明



甲 21 沖縄県与那原町字上与那原 16 番地

与那原町長

古堅國雄



甲 22 沖縄県南風原町字兼城 686 番地

南風原町長

城間俊安



甲 23 沖縄県渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

渡嘉敷村長

松本好磨



甲 24 沖縄県座間味村字座間味 109 番地

座間味村長

宮里哲



甲 25 沖縄県久米島町字比嘉 2870 番地

久米島町長

大田治雄



甲 26 沖縄県八重瀬町字東風平 1188 番地

八重瀬町長

比屋根方次



甲 27 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

竹富町長

西大外高伸



乙 東京都千代田区岩本町 2 丁目 5 番 11 号
公益社団法人日本下水道管理業協会

会長

長谷川健



